

*プロジェクト

ニーズに対応した住まいと施設の整備

品川区は、1980年代の早い時期から都市型高齢者施設の重要性に注目し、他区に先駆けて、区内に計画的に特別養護老人ホーム等の建設を進めてきた。

その結果、介護保険制度が始まった平成12年には、区内に7か所の特別養護老人ホーム(572床)と1か所の老人保健施設(100床)を整備・開設したことにより、特別養護老人ホーム等については、おおむね基盤の整備を終えた。

また、介護が必要になった後も住み続けられる終身介護付きの住まいである「高齢者の安心の住まい-さくらハイツ南大井」を品川区独自の施設として開設した。

一方、高齢者住宅についても1990年代に計画的に220戸を整備し、軽費老人ホーム「東海ホーム」、高齢者の「安心の住まい」を合わせ、区内に約300戸の施設基盤を有している。

入居型介護施設に対する今後の高齢者ニーズは、痴呆性高齢者の増加傾向と相まって、居住性を重視した個室型介護施設へと変化していくことが見込まれる。従来型の施設は、一定の基盤整備を終えたことに鑑み、今後は、高齢者のニーズの多様化に対応するため、「ケアホーム」をはじめ「高齢者の安心の住まい」や「グループホーム」を含む新しいタイプの介護施設の整備を進める必要がある。

サブプロジェクト

1. 新しいタイプの入居型介護施設の整備
2. 在宅サービス基盤の整備

サブプロジェクト 1 新しいタイプの入居型介護施設の整備

1. 新しいタイプの介護専用施設の整備

今後、ますます進む高齢者のニーズの多様化に対応するため、特別養護老人ホームに代わる新しいタイプの介護専用の入居施設「(仮称)ケアホーム西五反田」を整備する。

< 「(仮称)ケアホーム西五反田」の開設 >

「(仮称)ケアホーム西五反田」は、介護が必要になったとき入居し、適正な自己負担により、心身状況に応じて必要な介護サービスを利用できる「住まい」と「生活」を重視した介護専用施設である。

落ち着いた雰囲気での介護施設とするため、少人数(9人)を1ユニット(単位)とし、全室を個室としてそれぞれのユニットごとに居間、食堂等の共用スペースを配置する。心身状況の変化に応じて「住み替え」も可能とし、住み慣れた場所で暮らし続けることができる。

老人福祉法に基づくケアハウス制度を活用し、介護サービスは介護保険法に基づく「特定施設入所者生活介護」の指定を受けるとともに、自己負担による上乘せの介護サービスを併せて提供する。

施設内容は、以下のタイプを組み合わせ、9ユニット(定員81名)で構成する。

- ・介護専用ホーム (重度の介護が必要な高齢者を対象)
- ・痴呆性高齢者グループホーム(痴呆性高齢者を対象)など

開設時期 平成16年4月(予定)

2. 高齢期の多様な住まいの確保

中堅所得者向けに、多様な住まいの選択肢として、ケアハウス制度を活用した「高齢者の安心の住まい」を整備する。

「さくらハイツ南大井」に続く区内2番目の施設である「(仮称)さくらハイツ西五反田」を、「(仮称)ケアホーム西五反田」に併設して平成16年4月に開設する。

西五反田高齢者等複合施設

高齢者等複合施設	「(仮称)ケアホーム西五反田」 全体規模：定員81人全室個室 1ユニット9人×9ユニット
	重度の介護が必要な高齢者を対象とした「介護専用ホーム」 痴呆性高齢者の特性に着目した「痴呆性高齢者グループホーム」
	高齢者の安心の住まい「(仮称)さくらハイツ西五反田」 規模：定員43人(1人室×35室・2人室×4室)
	大崎第一地区在宅介護支援施設 在宅介護支援センター(ホームヘルプステーション併設) 在宅サービスセンター(痴呆性デイサービス含む) 訪問看護ステーション
区民住宅(98戸) 大崎第一地域センター 診療所ほか	

「高齢者の安心の住まい」とは

品川区が、高齢期の住まいの選択肢の一つとして、独自に構築した介護サービス付きの住まい。

特色

ケアハウス制度を活用することにより、入居者の住居費等の負担の軽減を図っている。

介護サービスの提供施設を同一施設内に併設し、介護が必要になった時も、それらの在宅介護サービスを利用しながら、住み続けることができるようにしている。

介護サービスにかかる費用は、公的介護保険を利用するとともに、介護を必要とする状態が重度化して介護保険を超える介護が必要になった場合の上乗せサービスについては、入居者が入居時に拠出する「介護の安心基金」から支払う介護の安心保障システムを組み入れている。

住まい

高齢者に配慮した
ゆとりある住まいの提供

+

生活サービス

高齢者個々の自立性・自主性を
尊重したシンプルな
日常生活サービスの提供

+

介護の安心保障システム

公的介護サービス

併設施設を利用した
介護保険制度による介護サービス

+

「介護の安心基金」

3. グループホームの整備

東京都の「暮らしの福祉インフラ緊急整備事業」の活用や区有地の活用、民間事業者による整備への助成等の手法により、区内における整備を図る。

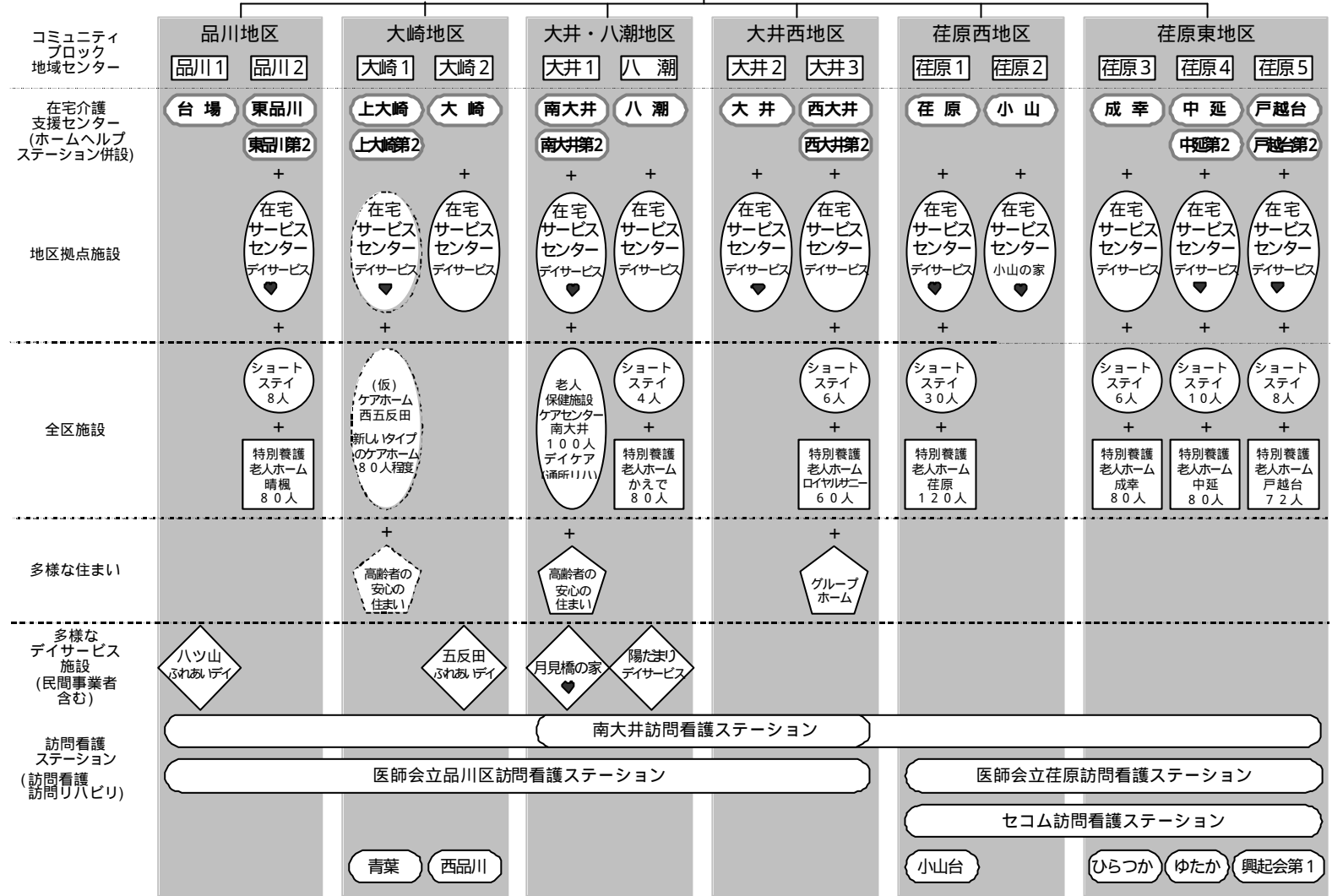
サブプロジェクト 2 在宅サービス基盤の整備

保育園、シルバーセンター、学校、公衆浴場等の身近でなじみのある既存施設の有効活用を図るとともに、入居型施設への併設等による在宅サービス基盤の整備を図る。介護保険制度の導入により、民間事業者による通所施設の開設が可能となった。区内でも、生協に引き続き、企業によるデイサービスセンターが開設されている。今後も活発な民間企業の参入が予想される。これらの民間事業者とは十分連絡調整し、在宅介護支援センター等との連携を深めて、円滑な運営を進めていく必要がある。

各地区における在宅介護支援センターおよびサービス提供施設の配置

品川区

平成 15 年 3 月現在



在宅介護支援センター
介護についての身近な相談窓口。総合的な介護サービス計画を作成する。介護型のホームヘルプステーションを併設している。

在宅サービスセンター(デイサービスセンター)
入浴や食事、機能訓練などの日帰り介護を行う。
♥ 痴呆性デイサービス
機能訓練

ショートステイ施設(短期入所)
高齢者を1週間程度あずかってお世話をする。

訪問看護ステーション
訪問看護と訪問リハビリの拠点。看護師や理学療法士が家庭を訪問して看護やリハビリを行う。

老人保健施設
病院退院後等に、自宅で生活ができるようにリハビリを中心とした介護を行う施設。

特別養護老人ホーム
常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方のための入所施設。

(注) + でつながれているのは複合施設 (○) の施設は計画中の施設